

令和4年11月定例会

~~~~~  
**総務委員会説明資料**(その3)  
~~~~~

徳島県警察本部

目

次

I 提出案件	1
1 その他の議案等	1
（1）条例案	1
ア 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び		
一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について	1
イ 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	3

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

(ア) 改正の理由

令和4年10月12日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について改定を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

a 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正

(a) 令和4年度実施分

- ・ 給料表の引上げ

全ての給料表の初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとした。

- ・ 12月期の勤勉手当の引上げ

支給割合を「100分の95」から「100分の105」に引き上げることとした。

(b) 令和5年度実施分

- ・ 勤勉手当の配分の均等化

支給割合を6月期・12月期ともに「100分の100」とし、勤勉手当の配分の均等化を図った。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(a) 令和4年度実施分

- ・ 12月期の期末手当の引上げ

支給割合を「100分の162.5」から「100分の167.5」に引き上げることとした。

(b) 令和5年度実施分

- ・ 期末手当の配分の均等化

支給割合を6月期・12月期ともに「100分の165」とし、期末手当の配分の均等化を図った。

(ウ) 施行日

この条例は、公布の日から施行することとした。

ただし、aの(b)及びbの(b)については、令和5年4月1日から施行することとした。

イ 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(ア) 改正の理由

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部が改正され、勤勉手当が改定されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度任用警察職員の期末手当について改定を行う等の必要がある。

(イ) 改正の概要

a 期末手当の改定

(a) 令和4年度12月期分

期末手当について、支給割合を「100分の125」から「100分の130」に引き上げることとした。

(b) 令和5年度実施分

期末手当について、6月期・12月期ともに支給割合を「100分の127.5」とし、期末手当の配分の均等化を図った。

(ウ) 施行日

この条例は、公布の日から施行することとした。

ただし、aの(b)については、令和5年4月1日から施行することとした。